

保育園こども食堂助成団体向け

# セーフガーディング研修

～こどもの権利を尊重した関わりについて考えよう～

2024年12月18日（水）

13:30～14:30

こどもたちのために、日本を変える

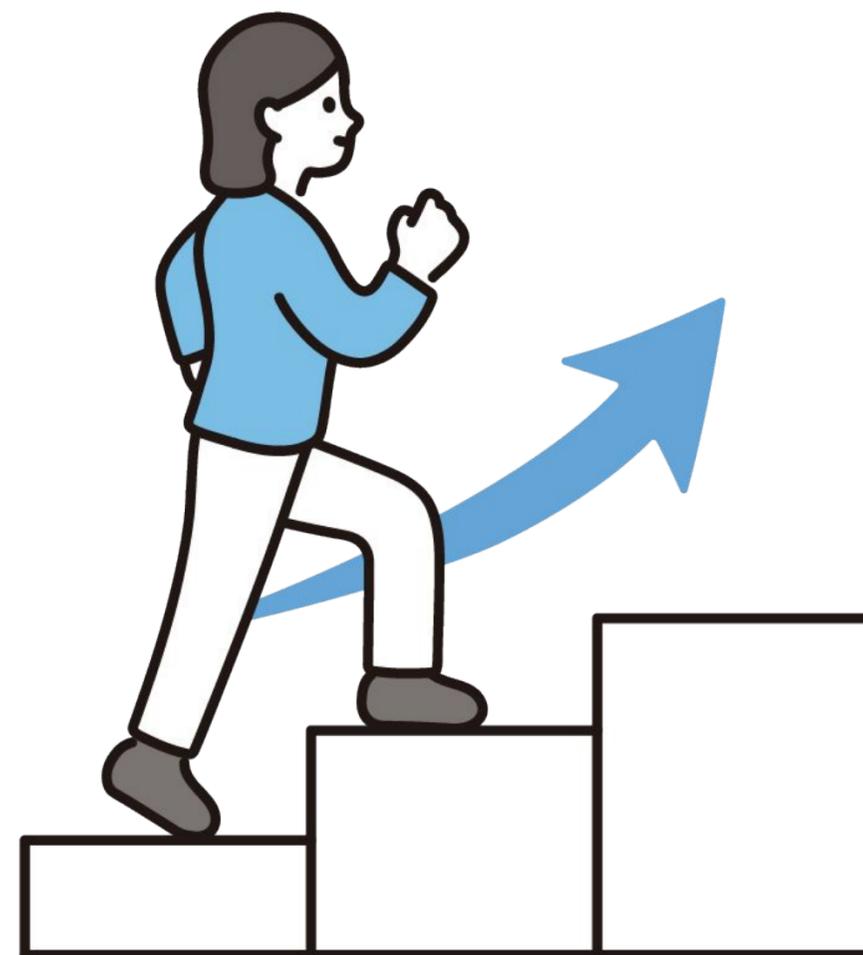
**Florence**

# AGENDA

01. 本日のゴール
02. 勉強会実施の背景
03. 不適切保育とは
04. セーフガーディングとは
05. フローレンスの取り組みご紹介
06. 事例共有・シェアタイム
07. ご案内

# 01.

## 勉強会のゴール



# 本日の勉強会のゴール

**01** 「こどもの最善の利益」を中心に据えた組織づくりの実践について考える

**02** 「不適切保育・不適切な関わり」を防止する取り組みについて他団体の事例を知り、自団体に活かせる知見を得る

⇒自団体で実践できることを考え、持ち帰ることがゴールです！

# 「虐待」と「不適切な保育」の関係

不適切保育（こどもにとってよくないと考えられる関わり）

虐待等

虐待 ●身体的虐待 ●性的虐待  
●ネグレクト ●心理的虐待

この他、こどもの心身に有害な影響を与える行為

※1

「不適切保育」は「虐待」に該当するかにかかわらず「こどもの権利が守られていない関わり」を指す  
不適切な関わりは日常的に発生する危険性

日々の関わりについて「こどもにとってどうだろう？」と、自分ごととして捉える機会に

▲参考文献

※1 こども家庭庁「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」 2023年5月

# 02.

## 勉強会実施の背景



# 不適切保育の実態が顕在化

## 給食4時間強要し失禁させる…不適切保育52件のこども園に改善勧告

高田誠 鈴木裕 2023年9月8日 7時30分



三重県 桑名市 北寺町の「長寿 認定こども園」で複数の保育教諭による不適切な保育が  
※2

## 駒ヶ根市立保育園「不適切保育と疑われる事実が認められる」

05月31日 17時46分

特別監査実施報告書につ  
も・福祉部福祉監査課の  
市保健福祉部福祉総務課  
月7日午後1時58分、三



駒ヶ根市の市立保育園で、昼寝をしなかった園児に対しおやつを与えないなどの不適切な保育があったと保護者が訴えた問題で、市の教育委員会の委託を受けた顧問弁護士は「不適切保育と疑われる事実が認められる」と結論づけました。

※3

- 2022年4月～12月の間、保育所で発生し自治体が「不適切保育」と確認した件数は**914件**。そのうち最も深刻な「虐待」は**90件**。

→不適切保育の事例は後を絶たない

- 保育施設への調査では施設によって「不適切保育」の報告件数の差が大きいことが明らかに。

- **0件：73%**（1万5757施設）
- **31件以上：0.4%**（82施設）

→施設によって「不適切保育」の捉え方や判断基準にばらつきがある

※1

### ▲出典

- ※1 こども家庭庁・文部科学省「保育所等における虐待等の不適切な保育への対応等に関する実態調査」の調査結果について 2023年5月
- ※2 朝日新聞デジタル 記事<https://www.asahi.com/articles/ASR977FFNR97ONFB001.html> 2023年
- ※3 NHK 信州 NEWS WEB 記事<https://www3.nhk.or.jp/lnews/nagano/20240531/1010030994.html> 2024年

# 子どもの権利条約とは



※1

- 子どもを**権利の主体**と捉え、おとなと同様にひとり  
の人間としてもつ様々な権利を認める
- 同時に、成長の過程にあって保護や配慮が必要な子  
どもならではの権利も定めている

→子どもは「**おとなから守られる存在**」という考え  
方から、加えて子どもも「**ひとりの人間として人権  
(権利)をもっている権利の主体**」だという考え方  
に大きく転換させた条約

- ①**差別の禁止**②**子どもの最善の利益**③**生命、生存及  
び発達に対する権利**④**子どもの意見の尊重**の4つの  
原則

→**こども基本法**にも取り入れられている

※2

## ▲出典

※1 公益財団法人 日本ユニセフ協会「子どもの権利条約採択30周年 各条文のアイコン決定！」2019年

※2 公益財団法人 日本ユニセフ協会「子どもの権利条約 特設サイト」

# こどもの権利について定めた「こども基本法」

## こども基本法とは



▼「子どもの権利条約」の批准や児童福祉法の改正、児童虐待件数増加などを背景に成立した、日本で初めてこどもの権利を包括的に明記した法律  
令和4年に成立、令和5年に施行。

### 【ポイント】

- こどもを「心身の発達の過程にある者」と定義（第2条）  
→年齢で区切らない、切れ目のない支援
- 「こども大綱」の策定（第9条）  
→これまで3つに分かれていたこども関連の大綱を一元化
- 都道府県こども計画、市町村こども計画の策定（第10条）  
→こども大綱に沿ってこども施策を計画する努力義務
- こどもの意見反映（第11条）  
こどもや若者から聴いた意見を大事にこども施策を推進

# 24年6月、「日本版DBS法」が成立

## 「日本版DBS」とは

### 【児童への性暴力を防止するための措置】

1. **教員等の研修**
2. 児童等との面談／児童等が相談を行いやすくするための措置（相談体制）
3. 児童への性暴力の発生が疑われる場合の調査、被害児童の保護・支援
4. **特定性犯罪前科の有無の確認**

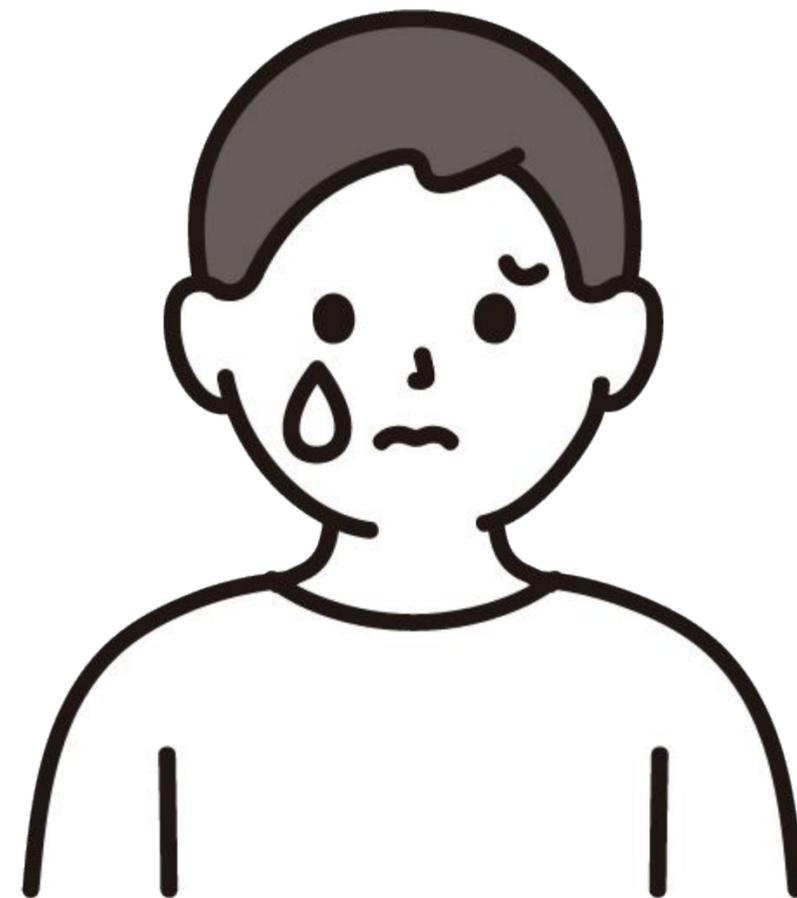
- 保育・教育現場で働く際に性犯罪歴等についての証明を求める仕組み。
- 学校、保育園等及び認定を受けた学童保育、学習塾等に対し、**児童への性暴力を防止するための措置**（※）を講じることが義務付けられる制度。
- イギリスの制度を参考にしており、これによって保育事業者や学校は、保育士や教師がこどもへの性犯罪の前科がないか、チェックした上で雇用することが可能になる

※正式名称：Disclosure and Barring Service(前歴開示・前歴者就業制限機構)

「不適切な保育・関わり」を防止する環境・組織づくりが求められている

# 03.

不適切保育とは



# 不適切保育（「良くない」と考えられるかかわり）とは

## 良くないと考えられるかかわり 5つのカテゴリー

こども一人ひとりの人格を尊重しないかかわり

物事を強要するようなかかわり・脅迫的な言葉がけ

罰を与える・乱暴なかかわり

一人ひとりのこどもの育ちや家庭環境を考慮しないかかわり

差別的なかかわり

「不適切保育」かどうかは保育者の考え方や意図にかかわらず、「こどもがどう感じているか」で判断

# 04.

セーフガーディング  
とは



# こどものセーフガーディングとは

## こどもの心と身体の安全と権利を守る取り組み

「組織の役職員・関係者によって、また事業活動において、子どもにいかなる危害も及ぼさないよう、つまり**虐待・搾取や危険のリスクにさらすことのないよう努める**ことであり、万一、活動を通じて子どもの安全にかかわる懸念が生じたときには、しかるべき責任機関に報告を行い、それを組織の責任として取り組むこと」

(Keeping Children Safe (セーフガーディングの活動に特化した国際的 NGO の団体名称) による定義)

こどもの権利と虐待・搾取  
のリスクを知る



どのような行為が不適切か  
を把握してこどもと接する

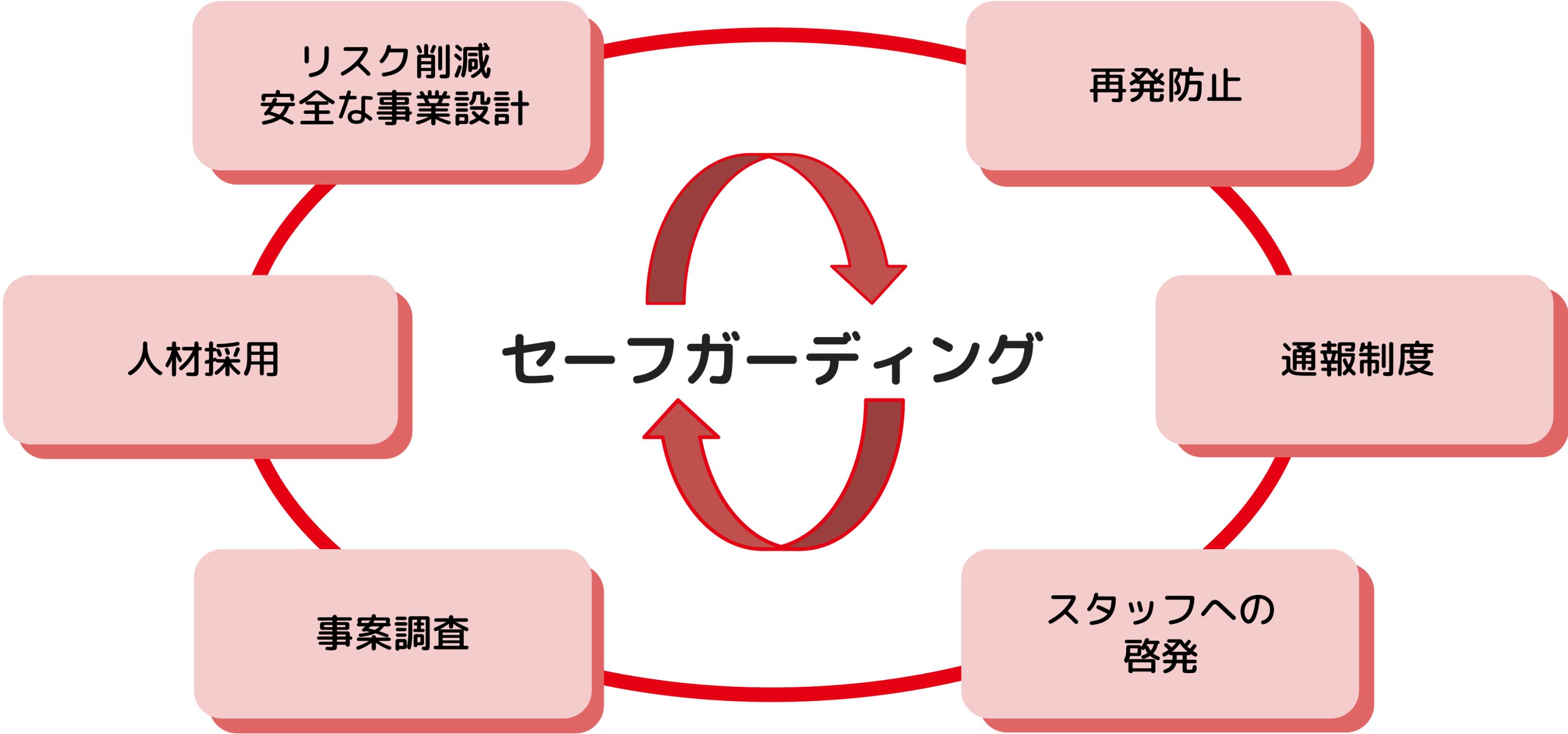
### ▲出典

・ Keeping Children Safe『<https://resourcecentre.savethechildren.net/document/child-safeguarding-standards-and-how-implement-them/>』

<https://resourcecentre.savethechildren.net/document/child-safeguarding-standards-and-how-implement-them/>

・公益財団法人セーブ・ザ・チルドレン[https://www.savechildren.or.jp/about\\_sc/quality1.html](https://www.savechildren.or.jp/about_sc/quality1.html)

# セーフガーディングの取り組み範囲は幅広い



▲参考文献  
・公益財団法人セーブ・ザ・チルドレン「子どもと若者のセーフガーディング最低基準のためのガイド」[https://www.savechildren.or.jp/about\\_sc/pdf/2020\\_CS\\_guide.pdf](https://www.savechildren.or.jp/about_sc/pdf/2020_CS_guide.pdf)

# 05.

フローレンスの  
取り組みご紹介



# フローレンスの取り組み①

## 【全事業部共通】こどもの権利委員会



- 事業部の垣根を超えて結成された**社内横断**の委員会メンバーで組織
- **外部有識者**も参画
- 組織が目指す姿「不適切な保育・行為とその背景を放置しない組織」に向け、具体的な施策を通して文化の醸成を進めている

# フローレンスの取り組み①

## こどもの権利委員会が大切にしている考え方

- 不適切な保育・行為は故意に行うものだけではなく、**小さなケースやちょっとした気になる変化**に対して意識を向けなかったことにより発生することもある
- こどもの虐待につながる不適切な保育・行為は決して**他人事や無関係**ではなく、**日常に起こり得るもの**



正解のない「保育」について、常に「こどもの権利」を  
対話の中心に置き、向き合い続ける組織を目指す

# フローレンスの取り組み②

## 【全事業部共通】セーフガーディング方針の策定



- フローレンスに所属する**全てのスタッフ**による不適切な保育・行為、虐待防止のため、**組織の責任として取り組むことを明記**したもの
- **疑念が生じた場合の対応と再発防止**もこれに含まれる
  - 組織が目指す姿、すべてのスタッフが目指すこと、適用範囲、行動の理念、起きてしまったときの責任と放置しないための対応方針、行動規範

### ▲策定の際の参考文献

・公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン「子どものセーフガーディング指針[https://www.savechildren.or.jp/about\\_sc/pdf/childsafeguarding\\_policy2021.pdf](https://www.savechildren.or.jp/about_sc/pdf/childsafeguarding_policy2021.pdf)

・公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン「子どものセーフガーディングのための行動規範[https://www.savechildren.or.jp/about\\_sc/pdf/childsafeguarding\\_coc.pdf](https://www.savechildren.or.jp/about_sc/pdf/childsafeguarding_coc.pdf)

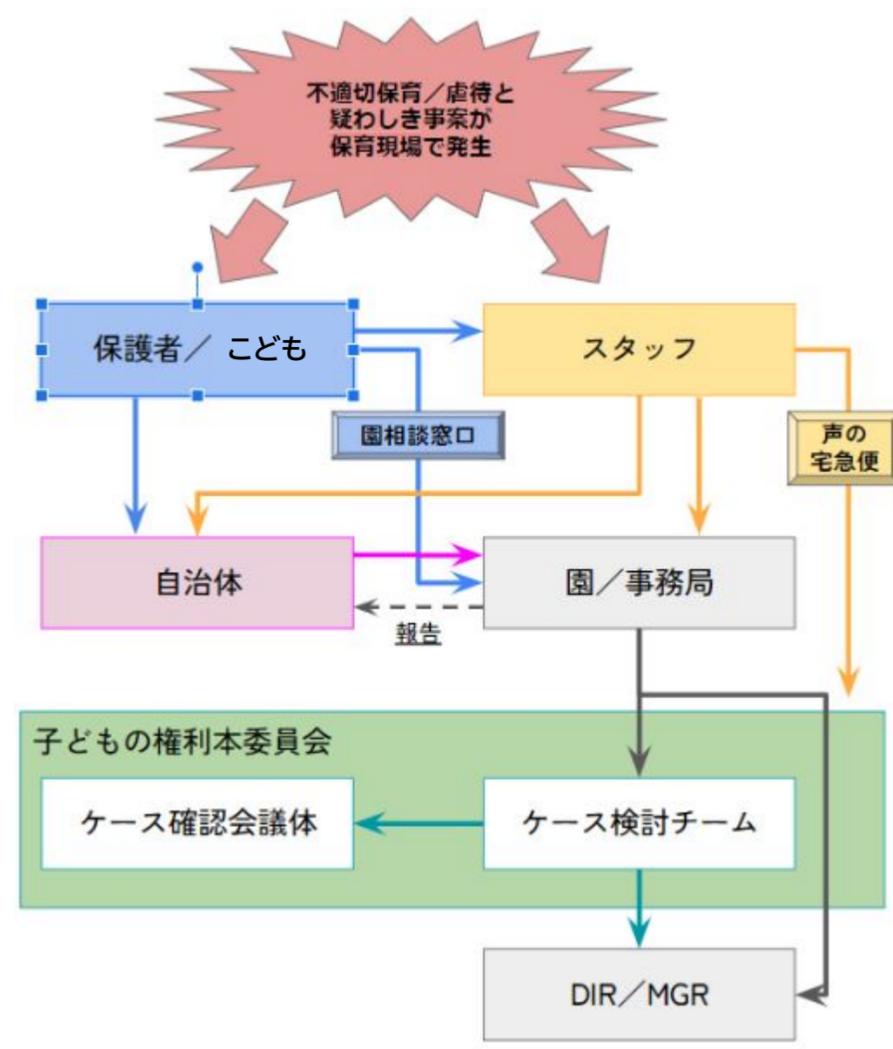
# フローレンスの取り組み②

## 禁止されている行為 ※フローレンスセーフガーディング方針より

身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	心理的虐待	機会損失
<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもを暴力によって傷つける(殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、火傷を負わせる、溺れさせる、首を絞める等)</li> <li>安全上・発達上必要な範囲を超えた身体の拘束や強要、無理な介助</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもに性的行為をする、子どもに性的行為を見せる</li> <li>子どもの性器を大人が正当な理由なく触る又は大人の性器を触らせる</li> <li>他者の前で子どものプライベートゾーンをさらす</li> <li>愛着形成の範囲を超えた過度なスキンシップをおこなう</li> <li>子どもと同じ床、同じ部屋で寝る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>違法、危険、または乱暴な子どもの振る舞いを大目に見たり、加担する</li> <li>子どもを室内や閉所に閉じ込める、放置する</li> <li>食事を与えない、ひどく不潔にする</li> <li>子どもが重い病気になっても病院に連れて行かない、必要なケアを与えない</li> <li>子どもの意図やサインを無視して物理的に放置する、距離を取る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもに対して言葉による脅し、侮辱的や攻撃的な提案や示唆をする</li> <li>こどもの前で他者に対し、暴力や虐待行為を行う</li> <li>はずかしめる、自尊心を傷つける、軽視する、見下すなど、あらゆる方法でこどもを心理的に傷つける</li> <li>こどもを利用する、もしくは傷つけるとられかねない関係性をつくる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>こどもが自分でできることを必要以上に手伝い、経験する機会を奪う</b></li> </ul>

# フローレンスの取り組み③

## 【全事業部共通】有事の対応フロー策定



- 不適切保育や虐待が疑われた際の共通対応フローを策定
- 初動～終結まで各フェーズに分けて**対応内容、対応期日、とるべき体制**等を明記、チェックリスト化している
- **事業部内で閉じず第三者の目線も入る体制**を取ることを必須とする

## フローレンスの取り組み④

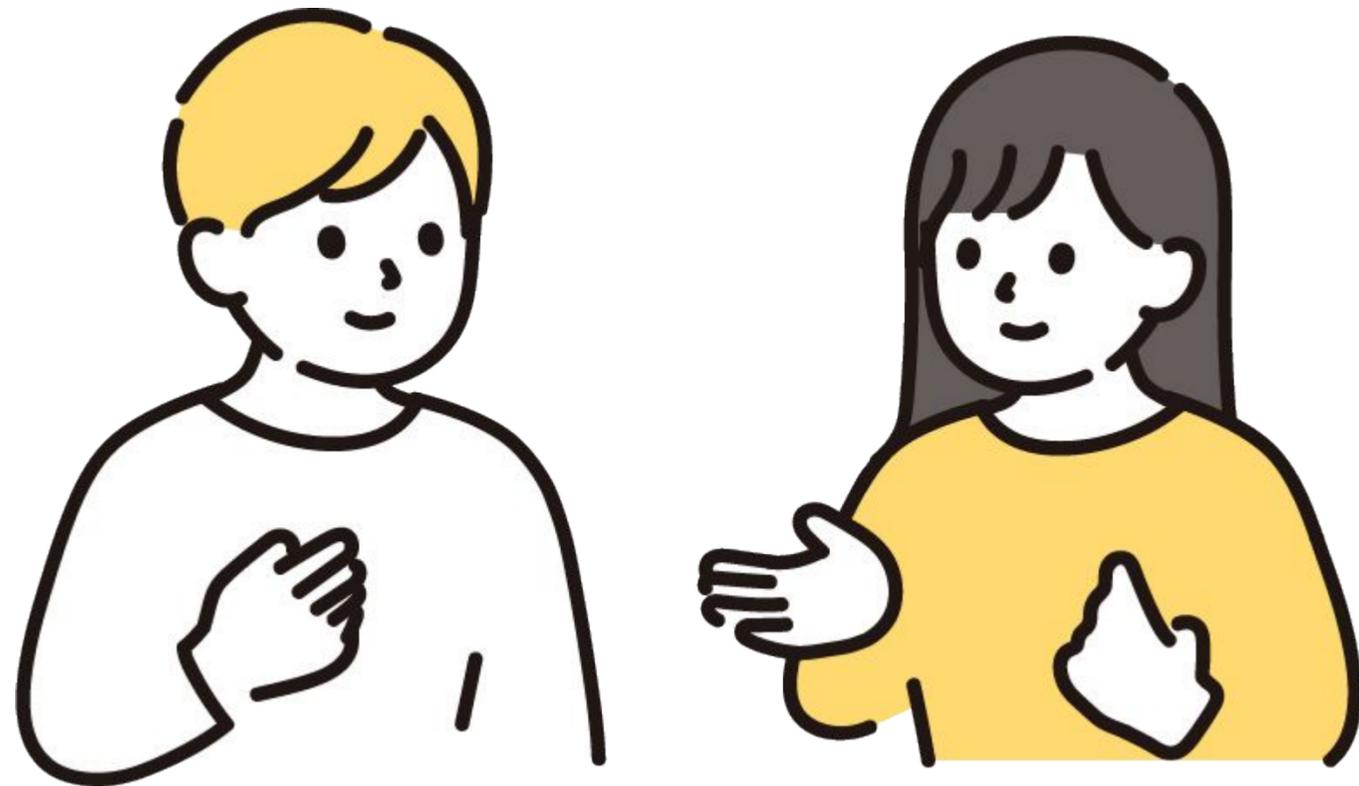
### 【全事業部共通】声の宅急便



- 保育やこどもと関わる場面でこどもの権利が守られているか気になったこと、もやもやしたこと、この保育（関わり）でいいのだろうか、と悩んだことなどを投稿できるフォーム
- 投稿された内容は、こどもの権利委員会のメンバーのみが閲覧可能
- 投稿内容に応じてケース検討チームが発足し対応を行う仕組み

## フローレンスの取り組み⑤

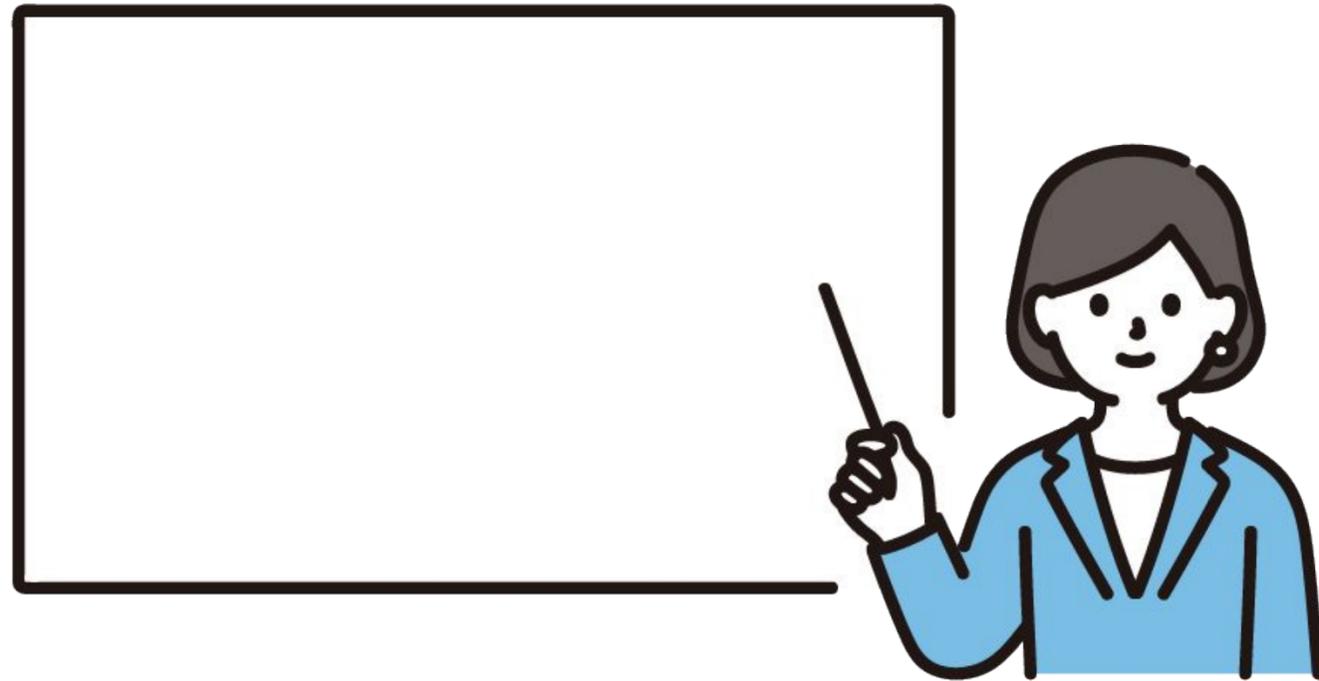
### 【全事業部共通】採用ポリシーの改定



- 本部・支援スタッフ問わず、職員採用時に下記の申告・同意を取得
  - 性加害歴の自己申告
  - 「フローレンス こどものセーフガーディング方針」への同意
- スタッフと同様に、**保育園のボランティア**にも同意を取得している

## フローレンスの取り組み⑥

### 【全事業部共通】セーフガーディング研修の実施



- 本部・支援スタッフ問わず、全スタッフがこどもの権利委員会が実施するセーフガーディング研修を**定期的に受講**
- 受講後、子どもの権利や遵守事項に関する理解度テストを実施。意識・組織文化の定着を図る

# フローレンスの取り組み⑦

## 【保育園事業部】チェックリスト

No.	一日の流れ	「良くない」と考えられるかわり	チェック欄	
			回していない	回している したことがある
1		朝、母親に抱かれて、なかなか離れられないこどもに「ずっと抱っこしてもらっていると恥ずかしいよ」と言葉をかける		
2	登園時	挨拶をしてきたか否かにかかわらず、特定のこどもにだけ「おはよう」と言葉がけをする		
3		性別によって制作物の色を決める		
4		製作活動でこどもが描いた作品に対して「それは違うよ」等、否定的な言葉をかける		
5		保育士の都合だけでいつも遊びや遊具の使い方を過度に制限する		
6		こどもが、友だちをたたく等、良くないことをした際に、執拗に責めるような言葉がけをする		
7		こどもが保育者に話しかけた際、「いま忙しいから後にして」と言う		
8		泣いたり困っているこどもをそのままにしたり、「いつものことだから」と無視したりする		
9		落ち着かないこどもや他児に手が出てしまうこどもをサークルの中にひとりで入れる		
10		苦手なことをやっている子に、「早くやって、できないなら後ろに行って」と言ったり、他者と比較したりなど、否定的な言葉がけをする		
11		集団行動をするための言葉がけをした際、言葉がけを聞かないこどもに「○○しないなら○○できないからね」と言葉をかける		
12		こどもの人数チェックをする際、こどもの頭を手ではたくようにして人数を数える		
13		並ぶときなどに、こどもの自発的行動を待たず、腕を掴んで引っ張る		
14		こどもを注意する際に、「だめよ!」と言ってこどもの手を叩く		
15	日中	いつまでも泣いている男の子に、「男の子だからいつまでも泣かない」や、乱暴な言葉使いをする女の子に「女の子だからそんな言葉を使ったらいけない」と注意する		

- 全国保育士会のチェックリストを参考に、フローレンスの保育理念・方針に沿ってアレンジ・追記したチェックリストを作成
- 年に1回、チェックリストを使ってスタッフが**自身の保育を振り返る機会**を作っている
- 提出等は求めず、あくまで自身の保育を振り返るために活用

# フローレンスの取り組み⑧

## 【保育園事業部】こどもの権利を考えるワークショップ

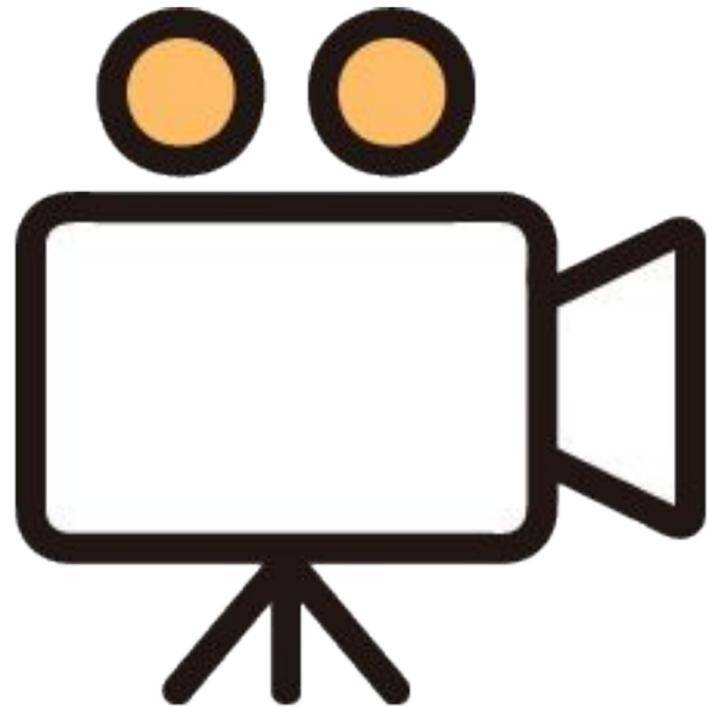
### こどもの権利を考えるWS

みらいの保育園事業部

2022年8月作成

- 年に1回の保育セルフチェック後、各園ごとに実施
- チームの対話（共感）を大事にしながらケーススタディ
- 対応が難しいケースについて、不適切な対応例とそれを予防するために個人で、チームでできることをそれぞれ話し合う。
- 日頃から話し合えるチーム作りを目指す

## 【障害児保育】カメラの設置・巡回支援



- ご家庭に訪問し、1対1で保育を行う「居宅訪問型保育」の現場では、**カメラを設置**
- **巡回支援**で子どもと関わる際の新たな視点を得たり、不安や悩み等を相談できる機会になっている

# 06.

事例共有・  
シェアタイム



# グループワーク（15分）

ブレイクアウトルームに分かれて、  
ご自身の団体の事例や取り組みについて共有してみましよう！

（参考）事前のアンケートでは以下のような事例があがっていました。

- 全国保育士会の「人権擁護のためのセルフチェックリスト」を活用している
- 毎日振り返りの時間を5分設け、自分たちの保育について考える風土作りを行っている。
- 日々、声をかけあえる保育コミュニケーションについてみんなで考える機会をもっている。
- 毎月の園内研修にて、ケース会議をしている。
- 不定期で、実際に起きた例を職員に伝え、それに沿ったガイドラインや対応の確認をしている

# まとめ

## 今日、持ち帰っていただきたいこと

- ☑ 「こどもの権利」について、子どもに関わる大人同士が**定期的に話し合う機会を作り、「子どもの最善の利益」を常に中心に据える意識**を持ち続けることが重要です
- ☑ **不適切保育を日常的に起こり得るものとして捉え、虐待につながらないための予防策**を実践していきましょう
- ☑ まずはご自身の組織の中で、次のステップとして保護者・ご家庭に「こどもの権利」や「こどもの権利を尊重した関わり」を広めてみてください！

→参加後アンケートの中で、ご自身の組織で実践することを宣言してもらいます！

# 参加後アンケートのご協力をお願いします

- ご参加ありがとうございました！
- 退出前にアンケートへのご協力をお願いします

※アンケートに回答した方からご退出ください🌻

※本日の研修資料は後日メールで送付いたします。

『フローレンスのセーフガーディング方針』資料をご希望の方は、後日お送りするメールに返信する形で個別にご連絡ください。



【回答URL】

<https://forms.gle/7WxEpPwRK9nRjcNU8>